

草加市公契約基本条例の手引

令和7年11月

草 加 市

目 次

1 条例の背景・経緯	1
2 用語の定義	1
3 条例の概要	2
4 適用範囲	4
5 適用労働者の範囲	4
6 労働賃金基準額	5
7 労働賃金の算出方法	6
8 労働環境報告書の作成・提出	8
9 労働者への周知	9
10 労働者の申出	10
11 聞き取り調査及び改善の指導	10
12 不適切な労働環境等に対する措置	10

◆資料・様式集

資料1 適用公契約に係る手続フロー	11
資料2 対象工事労働環境報告書	12
対象工事労働環境報告書【記載例】	14
資料3 対象業務委託労働環境報告書	16
対象業務委託労働環境報告書【記載例】	18
資料4 労働環境改善報告書	20
資料5 労働者向け周知様式例（工事請負契約用）	21
資料6 労働者向け周知様式例（業務委託契約、指定管理協定用）	22

◆条例・規則等

草加市公契約基本条例	23
草加市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する規則	27
公契約基本条例に基づく公契約特約条項（工事請負契約）	30
公契約基本条例に基づく公契約特約条項（業務委託契約・指定管理協定）	31
第三期草加市地元企業優先発注等に係る実施方針	32

◆その他

公契約基本条例制定後の変遷	38
令和7年度労働賃金基準額	41
職種毎の定義等（工事）	42

1 条例の背景・経緯

リーマンショック後の景気低迷の中、本市では、平成27年度に適正な労働環境を確保し、市民サービスの質の向上を図り、「地域の豊かさ」を創出することを目的とした「草加市公契約基本条例」を制定しました。

昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の影響による景気の低迷に加え、ウクライナ情勢に端を発した急激な原材料費等の高騰や物価の上昇などが、労働者、中小企業等の双方に影響を及ぼしており、深刻な問題となっております。

このような状況下ではありますが、本市では、本条例の4つの理念である

- ①「契約の過程における透明性を確保し、公正・公平な競争を促進すること」
- ②「良好な品質及び適正な履行を確保し、市民サービスの質の向上に資すること」
- ③「市内業者の育成を図り、地域経済の健全な発展に寄与すること」
- ④「地域における雇用を促進・安定させるとともに、労働者の労働環境の整備を図ること」

に努めていくとともに、引き続き、本条例の周知を図ってまいります。

2 用語の定義

この手引における用語の定義は、以下のとおりです。

公 契 約	市が発注する工事又は製造の請負、業務委託その他の契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者と締結する協定
市 長 等	市長及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者
事 業 者	公契約を受注し、又は受注しようとする者
下請負者	下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負う者
労 働 者	ア 事業者又は下請負者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人を除く） イ 自らが提供する労務の対価を得るため、事業者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者

3 条例の概要

草加市公契約基本条例の主な内容は、以下のとおりです。

事項	主な内容
目 的 (第 1 条)	公契約に係る基本理念を定め、市及び事業者等の責務のほか、双方対等な立場において締結する公契約の基本的なあり方を明らかにすることにより、市民サービスの質を向上させるとともに、地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進を図り、もって地域の豊かさを創出すること
定 義 (第 2 条)	用語の定義参照
基本理念 (第 3 条)	①公契約の過程における透明性を確保し、公正・公平な競争を促進すること ②良好な品質及び適正な履行を確保し、市民サービスの質の向上に資すること ③市内業者の育成を図り、地域経済の健全な発展に寄与すること ④地域における雇用を促進・安定させるとともに、労働者の労働環境の整備を図ること
市の責務 (第 4 条)	①この条例の目的を達成するため、前条の基本理念にのっとり公契約に係る施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する。 ②この条例の実効性を担保するため、この条例の目的等について事業者等及び労働者へ積極的に周知する。
事業者等の責務 (第 5 条)	①公契約に携わる者としての社会的責任を自覚し、誠実に職務を遂行するよう努める。 ②前項に定めるもののほか、市が実施する公契約に係る施策に協力するよう努める。 ③この条例の実効性を担保するため、この条例の目的等について労働者に周知するよう努める。
入札及び契約手続 (第 6 条)	市長等は、入札及び契約における談合等不正行為の排除の徹底を図り、公正かつ公平な競争を促進するとともに、契約の過程及び内容の透明性を確保する。
予定価格の適正化 (第 7 条)	市長等は、品質及び適正な履行を確保するため、取引の実例価格等を適切に反映させた合理的な積算根拠に基づき、契約金額を決定する基準となる予定価格を算出する。

情報の公表 (第 8 条)	市長等は、市民への説明責任を果たすとともに、事業者等との相互の信頼を築き、公正な公契約の実施状況を明らかにするため、公契約に関する情報を公表する。
品質の確保 (第 9 条)	市長等は、経済性に配慮しつつ、事業者の能力、社会貢献の取組等価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容を評価する契約方式を活用する。
履行の確保 (第 10 条)	事業者等は、適正かつ効率的な履行体制を確立させることにより、契約内容に適合した履行を確保し、事業の質の向上に努める。
労働環境の確保 (第 11 条)	事業者等は、労働基準法その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働環境の確保に努める。
労働賃金基準額 (第 12 条)	市長は、規則で定める公契約に係る事業者等が労働者に支払う賃金の基準額を定めることができる。
労働環境の確認 (第 13 条)	市長等は、事業者に対し、前 2 条の労働環境の確認を行うため、必要な報告を求めることができる。
雇用環境の確保 (第 14 条)	事業者は、継続性のある業務に関する公契約を締結する場合は、当該業務に従事する労働者の雇用の安定及び地域の雇用の維持並びに当該業務の質の確保に努める。
下請負者との契約 (第 15 条)	事業者等は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）その他関係法令を遵守し、適正な元請下請関係を構築するため、下請負者と各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な下請契約を締結するよう努める。
市内業者の活用 (第 16 条)	①市長等は、予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、地域経済の健全な発展に配慮し、市内業者の受注機会を確保する。 ②事業者等は、下請負者を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の健全な発展に配慮し、できる限り市内業者を活用するよう努める。
公契約審議会 (第 17 条～第 24 条)	①審議事項 労働賃金基準額の設定、その他公契約に係る重要事項について調査審議 ②審議会委員 事業者、労働者、学識経験者の 6 人以内で構成 ③任期 2 年

4 適用範囲（草加市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する規則第3条）

公契約基本条例第12条の規則で定める公契約及び条例第13条第1項の規定による労働環境の確認を行う公契約は、次のとおりです。

公契約の種類	適用範囲
工事又は製造の請負契約	予定価格が1 億2 千万円以上の契約
業務委託契約（建設関連コンサルタント、土木施設維持管理を含む。）	予定価格が1 千万円以上の契約及び協定
指定管理協定	
上記の他、適正な賃金等の水準を確保するため、市長が特に必要であると認めるもの	

- ※1 予定価格は、税込み（消費税及び地方消費税相当額）の金額です。
- ※2 契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約等）にかかわらず、公契約基本条例の適用となります。
- ※3 適用となる案件については、その旨を入札の公告、指名通知書、指定管理者の指定の申請に係る告知等に記載し、事業者へ通知します。事業者は、公契約基本条例が適用される案件であることを承知した上で、参加することになります。
- ※4 適用公契約を締結した事業者は、適用公契約に係る業務の一部を下請、再委託等により下請負者に請け負わせる場合には、公契約基本条例が適用される契約であり、下請負者にも規定が適用される旨を周知する必要があります。

5 適用労働者の範囲

（1）公契約基本条例の適用労働者は、次のとおりです

事業者及び下請負者に雇用され、適用公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等）

自らが提供する労務の対価を得るため、事業者又は下請負者との請負の契約により適用公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）

- ※1 工事に従事する適用労働者は、公共工事設計労務単価で区分される50種に該当するものを対象とします。
- ※2 適用労働者は、事業者には雇用されるだけでなく、下請負者に雇用される者も含まれます。

(2) 次に掲げる者は、公契約基本条例の規定が適用されません

同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人
労働基準法第9条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等）
最低賃金法第7条の規定により、最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
適用公契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者）
工事又は製造の請負契約の場合における現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等）
適用公契約に従事した時間が1か月当たり30分未満の者

6 労働賃金基準額

労働賃金基準額とは、適用公契約に従事する労働者に対して支払われるべき1時間当たりの労働賃金の基準額で、事業者等は、労働賃金基準額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

なお、労働賃金基準額は、草加市公契約審議会の意見を聴いた上で、市長が定め、告示します。

公契約の種類	勘案基準
工事又は製造の請負契約	農林水産省及び国土交通省が毎年度決定する公共工事設計労務単価（埼玉県）
業務委託契約（建設関連コンサルタント、土木施設維持管理を含む。）	最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金として定める最低賃金額
指定管理協定	

※1 労働者と合意の下、見習い、手元等の労働者として使用者が判断する労働者の労働賃金については、総務部契約課にお問い合わせください。

※2 平成29年度以降に締結し、適用公契約の対象期間が複数年度にまたがる場合、締結の翌年度以降に労働賃金基準額が改正された時は、その年度ごとに定める最新の労働賃金基準額を適用します。なお、平成29年度以前に締結した場合においては、履行終了又は指定期間終了まで当初の労働賃金基準額を適用します。

7 労働賃金の算出方法

【工事】

次の算式により、1時間当たりの賃金に換算します。

$$\text{①}([\text{基本給相当額}] + \text{②}[\text{基準内手当}] + \text{③}[\text{臨時の給与}] + \text{④}[\text{実物給与}]) \div [\text{1か月の所定労働日数及び1日の所定労働時間}]$$

①基本給（定額給）、出来高給

②家族手当（扶養手当）、通勤手当、都市手当（地域手当）、住宅手当、
現場手当、技能手当、精勤手当等

③賞与（ボーナス等）

④通勤用定期の支給、食事の支給等

【労働賃金基準額が2,200円の場合における算出例】

基本給	260,000円	労働日数／月	22日
家族手当	20,000円	労働時間／日	8時間
住宅手当	30,000円		
時間外割増賃金	30,000円		
精勤手当（実物給与）	20,000円		
賞与	30,000円	→ (180,000円 ÷ 6月)	
合計	390,000円		

$$390,000円 \div 22日 \div 8時間 = 2,215円 > 2,200円$$

※1 賞与や通勤手当が6か月毎に支給の場合、1か月当たりに換算します。

※1 工事又は製造の請負契約における労働者の各手当等の詳細は、公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」に掲載されている基準内手当・基準外手当に準じています。

※2 労働賃金確保計画書には、職種ごとに、最低賃金となる労働者の賃金単価を記入します。

【業務委託】

労働者に支払われる賃金を、1時間当たりの賃金に換算します。

○時間給の場合 → 時間給額

○日給の場合 → 日給 ÷ 1日の所定労働時間

○月給の場合 → ①[月給額] ÷ ②[1か月平均所定労働時間]

①月給額（基本給相当額 + 諸手当）

基本給相当額・・・基本給（定額給）、出来高給

諸手当・・・都市手当（地域手当）、住宅手当、現場手当、技能手当等

※ 諸手当のうち、精皆勤手当、家族手当、通勤手当は除きます。

②1か月平均所定労働時間

年間所定労働日数 × 1日の所定労働時間 ÷ 12か月

【労働賃金基準額が1,000円の場合における算出例】

基本給	165,000円	年間労働日数	255日
職務手当	15,000円	労働時間／日	8時間
通勤手当	6,000円		
時間外手当	30,000円		
精勤手当	10,000円		
合計	226,000円		

$$226,000円 - (6,000円 + 30,000円 + 10,000円) \\ = 180,000円$$

$$(180,000円) \div (255日 \times 8時間 \div 12か月) \\ = 1,058円 > 1,000円$$

※1 業務委託契約等における労働者の各手当等の詳細は、厚生労働省のホームページに掲載されている最低賃金の対象となる賃金に準じています。

※2 労働環境報告書には、労働者のうち最も低い労働賃金単価を記入します。

8 労働環境報告書の作成・提出

適用公契約においては、事業者は労働環境報告書の作成、提出が義務付けられています。労働環境報告書は、労働者の労働環境の状況を把握するものであり、事業者は、指定する日までに提出しなければなりません。提出された労働環境報告書は、市が内容を確認し、保存します。

なお、労働環境報告書の内容は、事業者は雇用される労働者だけでなく、下請負者に雇用される労働者を含めた状況について報告していただきます。

(1) 単年度契約

回数	提出時期	提出内容
第1回	履行開始後、労働賃金を最初に支払った月の翌月10日まで	左記の労働賃金を支払った内容
第2回	履行期限後、労働賃金を最後に支払った月の翌月10日まで	履行期間中すべての内容 (第1回の内容を含む)

(2) 複数年契約

回数	提出時期	提出内容
第1回	履行開始後、労働賃金を最初に支払った月の翌月10日まで	左記の労働賃金を支払った内容
第2回	毎年度終了後、当該年度の労働賃金を最後に支払った月の翌月10日まで	当該年度すべての内容 (第1回の内容を含む)
最終回	履行期限後、労働賃金を最後に支払った月の翌月10日まで	履行期間中すべての内容 (第1回の内容を含む)

※1 報告内容に変更が生じたときは、速やかに内容を変更した労働環境報告書を提出してください。

※2 提出時期が土曜日、日曜日、又は祝日に当たる場合は、提出時期を翌日までとします。

【単年度・対象工事の参考例】

契約日…6月	工期の期限…2月
6月	契約月（労働賃金を支払うべき労働者等なし）
7月	労働賃金を支払うべき労働者あり
8月	労働賃金を最初に支払った月
9月	10日までに初回分の労働環境報告書提出
翌年 2月	工期の期限
3月	労働賃金を最後に支払った月
4月	10日までに第2回分提出

【単年度・対象業務委託の参考例】

契約日… 4 月 1 日		履行期間終了日… 3 月 3 1 日	
	4 月	契約月（労働賃金を支払うべき労働者等なし）	
	5 月	労働賃金を最初に支払った月	
	6 月	1 0 日までに初回分の労働環境報告書提出	
翌年	3 月	履行期間終了日	
	4 月	労働賃金を最後に支払った月	
	5 月	1 0 日までに第 2 回分提出	

【複数年度・対象工事の参考例】

契約日… 6 月		工期の期限… 翌年 8 月	
	6 月	契約月（労働賃金を支払うべき労働者等なし）	
	7 月	労働賃金を支払うべき労働者あり	
	8 月	労働賃金を最初に支払った月	
	9 月	1 0 日までに初回分の労働環境報告書提出	
翌年	3 月	年度終了	
	4 月	前年度の労働賃金を最後に支払った月	
	5 月	1 0 日までに第 2 回分提出	
	8 月	工期の期限	
	9 月	労働賃金を最後に支払った月	
	1 0 月	1 0 日までに最終回分提出	

（３）労働環境報告書の提出先

公契約の種類	提出方法
工事又は製造の請負契約	報告書は、書面で 1 部提出してください。 報告書の提出先 <u>各事業者 → 事業（発注）担当課（原本保管）</u> ※事業担当課は、報告書のコピーを 1 部、 契約課へ提出してください。
業務委託契約（建設関連コンサルタント、土木施設維持管理を含む。）	
指定管理協定	

9 労働者への周知

事業者は、次に掲げる事項を周知するため、作業所等の見やすい場所に掲示するか、
労働者に書面で交付してください。

- 1 この条例が適用される労働者の範囲
- 2 労働賃金基準額

- 3 申出をする場合の申出先
- 4 申出を理由として、不利益な取扱いを受けないこと

※ 資料編の「労働者向け周知様式例」を参考に、ポスターやチラシ等を作成し、作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者に書面で交付するなど、周知を徹底してください。

10 労働者の申出

適用労働者は、労働環境に係る事実について、市長等に申し出ることができます。
なお、事業者は、当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し不利益な取扱いをしてはなりません。

11 聞き取り調査及び改善の指導

適用労働者から申出があった場合又は提出された労働環境報告書の確認をした場合において調査が必要と認めたときは、市長等は事業者に対して聞き取り調査を行うことができます。

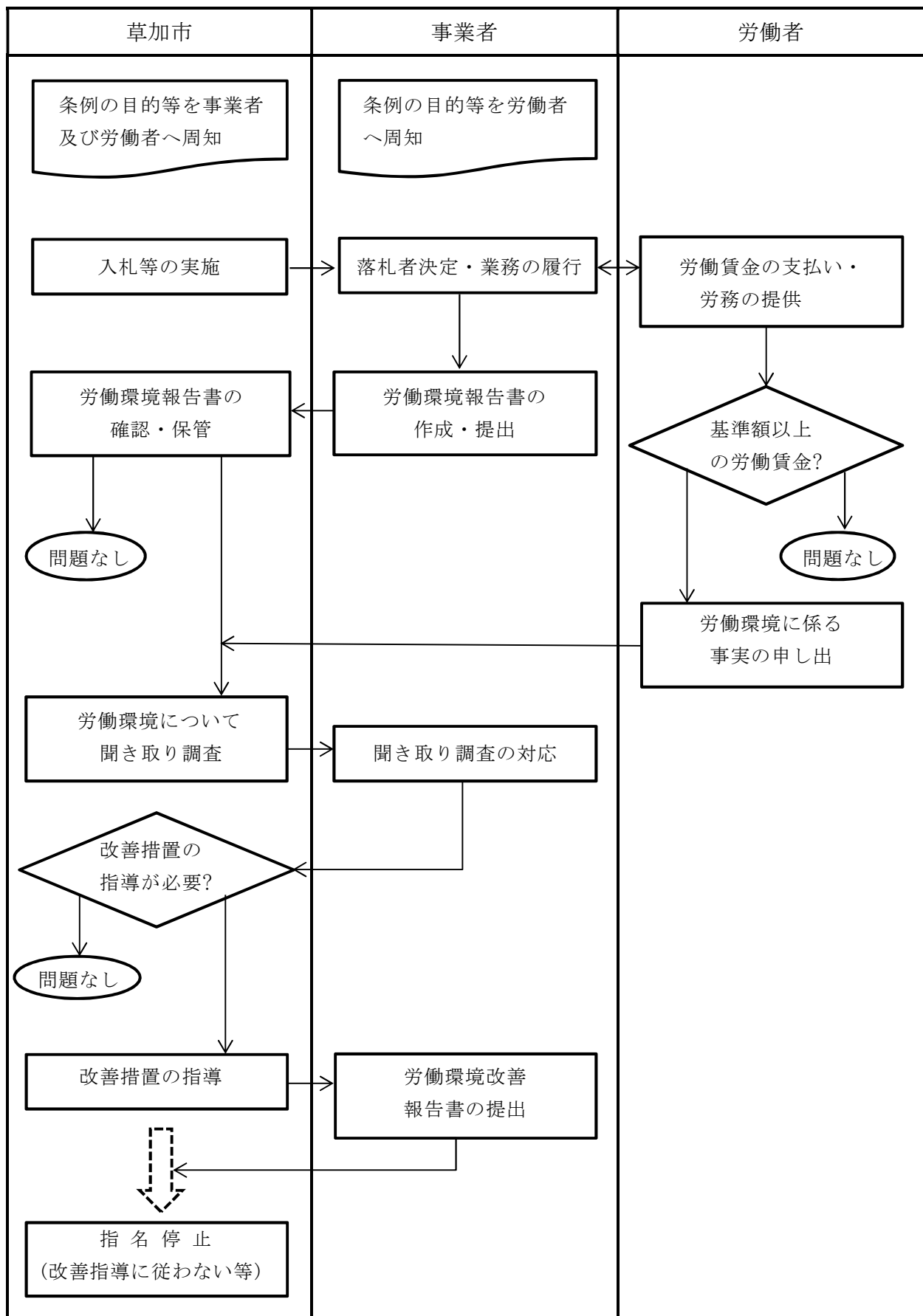
市長等は、聞き取り調査を行った結果、労働環境の改善が必要と判断したときは、事業者に対し改善を指導することができます。改善の指導を受けた事業者は、速やかに改善を図り、労働環境改善報告書により、指定する期日までに報告しなければなりません。

12 不適切な労働環境等に対する措置

市長等は、事業者が次のいずれかに該当する場合は、草加市建設工事等請負業者指名停止基準に基づき、指名停止の措置を講ずることができます。

- (1) 労働環境報告書を提出せず、又は虚偽の報告をしたとき
- (2) 市長等による聞き取り調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき
- (3) 市長等による改善指導に従わないとき
- (4) 改善の指導を受けた後、労働環境改善報告書を提出しないとき

(資料1) 適用公契約に係る手続フロー



(表 面)

第1号様式(第6条関係)

対象工事労働環境報告書

年 月 日

草加市長 宛て

契 約 件 名
所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 名
担当者名・連絡先

印

草加市と締結した契約の履行に当たり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、次の事項について、事実と相違ありません。なお、虚偽の報告又は報告の内容を満たしていないと判明した場合、速やかに草加市の指導に従い、必要な措置を取ることを誓約します。

区 分	項 目	回 答
労働条件	労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面で明示していますか。	はい ・ いいえ
	就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。	はい ・ いいえ
	36協定が労働基準監督署に届出されていますか。また、その運用を含め労使協定は適正ですか。	はい ・ いいえ
	就業規則が労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者に周知されていますか。	はい ・ いいえ
労働時間	労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録していますか。	はい ・ いいえ
	休暇、休日の取得状況を把握し、適切に管理していますか。	はい ・ いいえ
賃 金	賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい ・ いいえ
	賃金台帳を作成し、労働者に給与明細書を交付していますか。	はい ・ いいえ
	時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。	はい ・ いいえ
	当該契約における工事に主として従事する労働者の職種及び労働基準額以上の支払いを確認しました。	裏面に記載
安全衛生	毎年定期的に健康診断を実施していますか。	はい ・ いいえ
	事故報告書等の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。	はい ・ いいえ
	安全衛生管理体制は、適正に整備、運用していますか。	はい ・ いいえ
各種保険	社会保険・労働保険への加入状況、手続の時期等は適正ですか。	はい ・ いいえ
法定帳簿 の 整 備	法定3帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）が整備されていますか。	はい ・ いいえ

(裏 面)

令和7年度 工事又は製造の請負契約に係る労働賃金基準額

該当	確認	NO	職種	単価	該当	確認	NO	職種	単価
		1	特殊作業員	3,004 円			26	高級船員	4,095 円
		2	普通作業員	2,734 円			27	普通船員	3,308 円
		3	軽作業員	1,902 円			28	潜水土	5,142 円
		4	造園工	2,779 円			29	潜水連絡員	3,870 円
		5	法面工	3,364 円			30	潜水送気員	3,780 円
		6	とび工	3,420 円			31	山林砂防工	3,443 円
		7	石工	3,465 円			32	軌道工	6,267 円
		8	ブロック工	3,274 円			33	型わく工	3,353 円
		9	電工	3,060 円			34	大工	3,229 円
		10	鉄筋工	3,398 円			35	左官	3,353 円
		11	鉄骨工	3,060 円			36	配管工	2,903 円
		12	塗装工	3,465 円			37	はつり工	3,207 円
		13	溶接工	3,555 円			38	防水工	3,702 円
		14	運転手(特殊)	3,297 円			39	板金工	3,623 円
		15	運転手(一般)	2,835 円			40	タイル工	2,948 円
		16	潜かん工	3,927 円			41	サッシ工	3,387 円
		17	潜かん世話役	4,669 円			42	内装工	3,544 円
		18	さく岩工	3,994 円			43	ガラス工	3,353 円
		19	トンネル特殊工	3,927 円			44	建具工	3,015 円
		20	トンネル作業員	3,297 円			45	ダクト工	3,027 円
		21	トンネル世話役	4,343 円			46	保温工	2,937 円
		22	橋りょう特殊工	3,792 円			47	建築ブロック工	3,060 円
		23	橋りょう塗装工	3,769 円			48	設備機械工	2,970 円
		24	橋りょう世話役	4,264 円			49	交通誘導警備員 A	1,992 円
		25	土木一般世話役	3,308 円			50	交通誘導警備員 B	1,789 円

【労働賃金の算出方法】

・次の算式により、1時間当たりの賃金に換算します。

①〔〔基本給相当額〕＋②〔基準内手当〕＋③〔臨時の給与〕＋④〔実物給与〕〕

÷〔1か月の所定労働日数及び1日の所定労働時間〕

①基本給(定額給)、出来高給

②家族手当(扶養手当)、通勤手当、都市手当(地域手当)、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等

③賞与(ボーナス等)

④通勤用定期の支給、食事の支給等

【労働賃金基準額が2,200円の場合における算出例】

基本給	260,000円	労働日数/月	22日
家族手当	20,000円	労働時間/日	8時間
住宅手当	30,000円		
時間外割増賃金	30,000円		
精勤手当(実物給与)	20,000円		
賞与	30,000円	(180,000円 ÷ 6月)	
合計	390,000円		

●1時間当たりの単価

390,000円 ÷ 22日 ÷ 8時間 = 2,215円 > 2,200円

※工事又は製造の請負契約における労働者の各手当等の詳細は、公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」に掲載されている基準内手当・基準外手当に準じています。

【労働者の範囲】

- ・本契約における工事に従事する労働者で、公共工事設計労務単価で区分される50種に該当するものを対象とします。
- ・雇用形態(日雇、短期雇用等)に関係なく、専属的に当該工事に従事する者について、記入してください。
- ・現場代理人、主任技術者、監理技術者、会社役員等は、含みません。

記入例

(表 面)

第1号様式（第6条関係）

対象工事労働環境報告書

年 月 日

草加市長 ○ ○ ○ ○ 宛て

契 約 件 名
所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 名
担当者名・連絡先

印

草加市と締結した契約の履行に当たり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、次の事項について、事実と相違ありません。なお、虚偽の報告又は報告の内容を満たしていないと判明した場合、速やかに草加市の指導に従い、必要な措置を取ることを誓約します。

区 分	項 目	回 答
労働条件	労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面で明示していますか。	はい・いいえ
	就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。	はい・いいえ
	36協定が労働基準監督署に届出されていますか。また、その運用を含め労使協定は適正ですか。	はい・いいえ
	就業規則が労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者に周知されていますか。	はい・いいえ
労働時間	労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録していますか。	はい・いいえ
	休暇、休日の取得状況を確認していますか。	はい・いいえ
賃 金	賃金支払額が労働基準監督署に届出されていますか。	はい・いいえ
	賃金支払額が労働基準監督署に届出されていますか。	はい・いいえ
	賃金支払額が労働基準監督署に届出されていますか。	はい・いいえ
	当該契約における工事に主として従事する労働者の職種及び労働基準額以上の支払いを確認しました。	裏面に記載
安全衛生	毎年定期的に健康診断を実施していますか。	はい・いいえ
	事故報告書等の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。	はい・いいえ
	安全衛生管理体制は、適正に整備、運用していますか。	はい・いいえ
各種保険	社会保険・労働保険への加入状況、手続の時期等は適正ですか。	はい・いいえ
法定帳簿の整備	法定3帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）が整備されていますか。	はい・いいえ

回答欄に「いいえ」の項目がある場合については、別途、その理由の報告をお願いします。

記入例

(裏面)

令和7年度 工事又は製造の請負契約に係る労働賃金基準額

該当	確認	NO	職種	単価	該当	確認	NO	職種	単価
		1	特殊作業員	3,004 円			26	高級船員	4,095 円
✓	✓	2	普通作業員	2,734 円			27	普通船員	3,308 円
		3	軽作業員	1,902 円			28	潜水土	5,142 円
		4	造園工	2,779 円			29	潜水連絡員	3,870 円
		5	法面工	3,364 円			30	潜水送気員	3,780 円
		6	とび工	3,420 円			31	山林砂防工	3,443 円
		7	石工	3,465 円			32	軌道工	6,267 円
		8	ブロック工	3,274 円			33	型わく工	3,353 円
		9	電工	3,060 円			34	大工	3,229 円
		10	鉄筋工	3,398 円			35	左官	3,353 円
		11	鉄骨工	3,060 円	✓	✓	36	配管工	2,903 円
		12	塗装工	3,465 円			37	はつり工	3,207 円
		13	溶接工	3,555 円			38	防水工	3,702 円
		14	運転手(特殊)	3,297 円			39	板金工	3,623 円
		15	運転手(普通)	2,948 円					
				3,387 円					
				544 円					
				3 円					
				15 円					
				3,027 円					
		21		2,937 円					
		22	橋りょう特殊工				47	建築ブロック工	3,060 円
		23	橋りょう塗装工	3,769 円			48	設備機械工	2,970 円
		24	橋りょう世話役	4,264 円			49	交通誘導警備員 A	1,992 円
		25	土木一般世話役	3,308 円			50	交通誘導警備員 B	1,789 円

対象工事において、該当する労働者（職種）毎に「該当」欄にレ点チェックを入れ、さらに、記載されている各職種毎の1時間当たりの賃金額以上の支払いを確認できた場合は「確認」欄にレ点チェックを記入してください。

【労働賃金の算出方法】

・次の算式により、1時間当たりの賃金に換算します。

①〔基本給相当額〕＋②〔基準内手当〕＋③〔臨時的給与〕＋④〔実物給与〕

÷〔1か月の所定労働日数及び1日の所定労働時間〕

①基本給（定額給）、出来高給

②家族手当（扶養手当）、通勤手当、都市手当（地域手当）、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等

③賞与（ボーナス等）

④通勤用定期の支給、食事の支給等

【労働賃金基準額が2,200円の場合における算出例】

基本給	260,000円	労働日数／月	22日
家族手当	20,000円	労働時間／日	8時間
住宅手当	30,000円		
時間外割増賃金	30,000円		
精勤手当（実物給与）	20,000円		
賞与	30,000円	（180,000円 ÷ 6月）	
合計	390,000円		

●1時間当たりの単価

390,000円 ÷ 22日 ÷ 8時間 = 2,215円 > 2,200円

※工事又は製造の請負契約における労働者の各手当等の詳細は、公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」に掲載されている基準内手当・基準外手当に準じています。

【労働者の範囲】

- ・本契約における工事に従事する労働者で、公共工事設計労務単価で区分される50種に該当するものを対象とします。
- ・雇用形態（日雇、短期雇用等）に関係なく、専属的に当該工事に従事する者について、記入してください。
- ・現場代理人、主任技術者、監理技術者、会社役員等は、含みません。

(資料 3) 対象業務委託労働環境報告書

対象業務委託労働環境報告書

年 月 日

草加市長 宛て

区 分	項 目	回 答
労働条件	労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面で明示していますか。	はい ・ いいえ
	就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。	はい ・ いいえ
	3 6 協定が労働基準監督署に届出されていますか。また、その運用を含め労使協定は適正ですか。	はい ・ いいえ
	就業規則が労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者に周知されていますか。	はい ・ いいえ
労働時間	労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録していますか。	はい ・ いいえ
	休暇、休日の取得状況を把握し、適切に管理していますか。	はい ・ いいえ
賃 金	賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月 1 回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい ・ いいえ
	賃金台帳を作成し、労働者に給与明細書を交付していますか。	はい ・ いいえ
	時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。	はい ・ いいえ
	当該契約に従事する労働者で最も低い労働賃金単価はいくらですか。 1 時間当たり _____ 円	
安全衛生	毎年定期的に健康診断を実施していますか。	はい ・ いいえ
	事故報告書等の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。	はい ・ いいえ
	安全衛生管理体制は、適正に整備、運用していますか。	はい ・ いいえ
各種保険	社会保険・労働保険への加入状況、手続の時期等は適正ですか。	はい ・ いいえ
法定帳簿 の 整 備	法定 3 帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）が整備されていますか。	はい ・ いいえ

草加市と締結した契約の履行に当たり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、上記事項について、事実と相違ありません。なお、虚偽の報告又は報告の内容を満たしていないと判明した場合、速やかに草加市の指導に従い、必要な措置を取ることを誓約します。

契 約 件 名	
所 在 地	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 の 氏 名	⑩
担 当 者 ・ 連 絡 先	

【労働者の範囲】

- ・ 本契約における業務に従事する労働者
- ・ 雇用形態（日雇、短期雇用等）に関係なく、専属的に当該業務に従事する者について記入してください。

【労働賃金の算出方法】

- ・ 労働者に支払われる賃金を、1時間当たりの賃金に換算します。
 - 時間給の場合 → 時間給額
 - 日給の場合 → 日給 ÷ 1日の所定労働時間
 - 月給の場合 → ①[月給額] ÷ ②[1か月平均所定労働時間]

① 月給額（基本給相当額 + 諸手当）

基本給相当額・・・基本給（定額給）、出来高給

諸手当・・・都市手当（地域手当）、住宅手当、現場手当、技能手当等

※ 諸手当のうち、精皆勤手当、家族手当、通勤手当は除きます。

② 1か月平均所定労働時間

年間所定労働日数 × 1日の所定労働時間 ÷ 12か月

記入例

(資料 3) 対象業務委託労働環境報告書

対象業務委託労働環境報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

草加市長 〇〇 〇〇 宛て

区 分	項 目	回 答
労働条件	労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面で明示していますか。	☒ はい ・ ☐ いいえ
	就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。	☒ はい ・ ☐ いいえ
	3 6 協定が労働基準監督署に届出されていますか。また、その運用を含め労使協定は適正ですか。	☒ はい ・ ☐ いいえ
	就業規則が労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者に周知されていますか。	☒ はい ・ ☐ いいえ
労働時間	労働日ごとの労働時間について、適正に管理されていますか。	☒ はい ・ ☐ いいえ
	労働時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。	☒ はい ・ ☐ いいえ
賃 金	賃金について、適正に支払っていますか。	☒ はい ・ ☐ いいえ
	時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。	☒ はい ・ ☐ いいえ
	当該契約に従事する労働者で最も低い労働賃金単価はいくらですか。 1 時間当たり <u>1, 1 4 1</u> 円	
	回答欄に「いいえ」の項目がある場合については、別途、その理由の報告をお願いします。	
安全衛生	毎年定期的に健康診断を実施していますか。	☒ はい ・ ☐ いいえ
	事故報告書等の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。	☒ はい ・ ☐ いいえ
	安全衛生管理体制は、適正に整備、運用していますか。	☒ はい ・ ☐ いいえ
各種保険	社会保険・労働保険への加入状況、手続の時期等は適正ですか。	☒ はい ・ ☐ いいえ
法定帳簿の整備	法定 3 帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）が整備されていますか。	☒ はい ・ ☐ いいえ

草加市と締結した契約の履行に当たり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、上記事項について、事実と相違ありません。なお、虚偽の報告又は報告の内容を満たしていないと判明した場合、速やかに草加市の指導に従い、必要な措置を取ることを誓約します。

契 約 件 名	●●●●●業務委託（令和●年度 第●回分）
所 在 地	草加市〇〇一丁目〇〇番〇〇号
商 号 又 は 名 称	〇〇〇〇(株)
代 表 者 の 氏 名	〇〇×〇〇 (印)
担 当 者 ・ 連 絡 先	〇〇×〇〇 0 4 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

記入例

【労働者の範囲】

- ・ 本契約における業務に従事する労働者
- ・ 雇用形態（日雇、短期雇用等）に関係なく、専属的に当該業務に従事する者について記入してください。

【労働賃金の算出方法】

- ・ 労働者に支払われる賃金を、1時間当たりの賃金に換算します。
 - 時間給の場合 → 時間給額
 - 日給の場合 → $\text{日給} \div \text{1日の所定労働時間}$
 - 月給の場合 → ①[月給額] $\div$ ②[1か月平均所定労働時間]

① 月給額（基本給相当額 + 諸手当）

基本給相当額・・・基本給（定額給）、出来高給

諸手当・・・都市手当（地域手当）、住宅手当、現場手当、技能手当等

※ 諸手当のうち、精皆勤手当、家族手当、通勤手当は除きます。

② 1か月平均所定労働時間

$\text{年間所定労働日数} \times \text{1日の所定労働時間} \div 12 \text{か月}$

(資料 4) 労働環境改善報告書

労働環境改善報告書

年 月 日

草加市長

宛て

市と契約を締結した次の工事（業務委託）における、労働環境に関する改善措置については、草加市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する規則第 8 条第 3 項の規定に基づき改善を図りましたので次のとおり報告します。

工事（業務委託）名：_____

区分	改善措置の内容	措置日

(資料 5) 労働者向け周知様式例 (工事請負契約用)

草加市公契約基本条例に関するお知らせ

件 名	
履行場所	草加市
履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日

上記の業務は、草加市が定める基準額以上の賃金を適用労働者に支払うことが規定されています。

◆適用労働者の範囲

適用労働者	・正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等雇用形態を問わず、当該業務に従事する者（労働基準法第9条に規定する労働者） ・請負契約により当該業務に従事する者（一人親方） ※見習い、手元等の労働者として使用者が判断する労働者の労働賃金については、別途定める場合があります。
適用を受けられない労働者	・同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人 ・労働者でない者（ボランティア、会社役員等） ・最低賃金法第7条の規定により、最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。） ・適用公契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者） ・工事又は製造の請負契約の場合における現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等） ・適用公契約に従事した時間が1か月当たり30分未満の者

◆労働賃金基準額

◎適用労働者に支払われるべき1時間当たりの労働賃金の基準額を「労働賃金基準額」といいます。

労働賃金基準額	別表のとおり
---------	--------

◆申出をする場合の申出先

◎適用労働者は、労働環境に係る事実について、市長等に申し出ることができます。
なお、当該申出をしたことを理由として、不利益な取扱いはありません。

申出先		所在地	電話番号
発注者	草加市総務部契約課	〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号	048-922-1129(直通)

(資料 6) 労働者向け周知様式例 (業務委託契約、指定管理協定用)

草加市公契約基本条例に関するお知らせ

件 名	
履行場所	草加市
履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日

上記の業務は、草加市が定める基準額以上の賃金を適用労働者に支払うことが規定されています。

◆適用労働者の範囲

適用労働者	・ 正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等雇用形態を問わず、当該業務に従事する者 (労働基準法第 9 条に規定する労働者)
適用を受けられない労働者	・ 同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人 ・ 労働者でない者 (ボランティア、会社役員等) ・ 最低賃金法第 7 条の規定により、最低賃金の減額の特例を受ける者 (ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。) ・ 適用公契約に従事した時間が 1 か月当たり 30 分未満の者

◆労働賃金基準額

◎適用労働者に支払われるべき 1 時間当たりの労働賃金の基準額を「労働賃金基準額」といいます。

労働賃金基準額	1, 1 4 1 円
---------	------------

◆申出をする場合の申出先

◎適用労働者は、労働環境に係る事実について、市長等に申し出ることができます。
なお、当該申出をしたことを理由として、不利益な取扱いはありません。

申出先		所在地	電話番号
発注者	草加市総務部契約課	〒340-8550 草加市高砂一丁目 1 番 1 号	048-922-1129 (直通)

草加市公契約基本条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本理念を定め、市及び事業者等（事業者及び下請負者をいう。以下同じ。）の責務並びに双方対等な立場において締結する公契約の基本的なあり方を明らかにすることにより、市民サービスの質を向上させるとともに、地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進を図り、もって地域の豊かさを創出することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が発注する工事又は製造の請負、業務委託その他の契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者と締結する協定をいう。
- (2) 市長等 市長及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者をいう。
- (3) 事業者 公契約を受注し、又は受注しようとする者をいう。
- (4) 下請負者 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負う者をいう。
- (5) 労働者 次に掲げる者をいう。

ア 事業者又は下請負者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、事業者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者

(基本理念)

第3条 公契約に係る基本理念は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公契約の過程における透明性を確保し、及び公正かつ公平な競争を促進すること。
- (2) 公契約において良好な品質及び適正な履行を確保し、市民サービスの質の向上に資すること。
- (3) 市内業者の育成を図り、地域経済の健全な発展に努めること。
- (4) 地域における雇用を促進し、及び安定させるとともに、関係法令を遵守し、労働者の労働環境の整備を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条の基本理念にのっとり公契約に係る

施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、この条例の実効性を担保するため、この条例の目的等について事業者等及び労働者へ積極的に周知しなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、公契約に携わる者としての社会的責任を自覚し、誠実に職務を遂行するよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、前項に定めるもののほか、市が実施する公契約に係る施策に協力するよう努めなければならない。

- 3 事業者等は、この条例の実効性を担保するため、この条例の目的等について労働者に周知するよう努めなければならない。

(入札及び契約手続)

第6条 市長等は、入札及び契約における談合等不正行為の排除の徹底を図り、公正かつ公平な競争を促進するとともに、契約の過程及び内容の透明性を確保するものとする。

(予定価格の適正化)

第7条 市長等は、品質及び適正な履行を確保するため、取引の実例価格等を適切に反映させた合理的な積算根拠に基づき、契約金額を決定する基準となる予定価格を算出するものとする。

(情報の公表)

第8条 市長等は、市民への説明責任を果たすとともに、事業者等との相互の信頼を築き、公正な公契約の実施状況を明らかにするため、公契約に関する情報を公表するものとする。

(品質の確保)

第9条 市長等は、経済性に配慮しつつ、事業者の能力、社会貢献の取組等価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容を評価する契約方式を活用するものとする。

(履行の確保)

第10条 事業者等は、適正かつ効率的な履行体制を確立させることにより、契約内容に適合した履行を確保し、事業の質の向上に努めなければならない。

(労働環境の確保)

第11条 事業者等は、労働基準法その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。

(労働賃金基準額)

第12条 市長は、規則で定める公契約に係る事業者等が労働者に支払う賃金の基準額を定めることができる。

(労働環境の確認)

第13条 市長等は、事業者に対し、前2条の労働環境の確認を行うため、必要な報告を求めることができる。

2 市長等は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、事業者に改善措置を講ずるよう指導することができる。

(雇用環境の確保)

第14条 事業者は、継続性のある業務に関する公契約を締結する場合は、当該業務に従事する労働者の雇用の安定及び地域の雇用の維持並びに当該業務の質の確保に努めなければならない。

(下請負者との契約)

第15条 事業者等は、建設業法（昭和24年法律第100号）その他関係法令を遵守し、適正な元請下請関係を構築するため、下請負者と各々の対等な立場における合意に基づいて公正な下請契約を締結するよう努めなければならない。

(市内業者の活用)

第16条 市長等は、予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、地域経済の健全な発展に配慮し、市内業者の受注機会を確保するものとする。

2 事業者等は、下請負者を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の健全な発展に配慮し、できる限り市内業者を活用するよう努めなければならない。

(公契約審議会の設置)

第17条 第12条に規定する労働賃金基準額に関するもののほか、公契約に係る重要事項について、市長の諮問に応じ調査審議するため、草加市公契約審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第18条 審議会は、委員6人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 事業者
- (2) 労働者
- (3) 学識経験者

(任期)

第19条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は審議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第22条 審議会は、審議事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(審議会の公開)

第23条 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で非公開を議決したときは、この限りでない。

(守秘義務)

第24条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運営の委任)

第25条 第17条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第17条から第25条までの規定は、平成26年10月1日から施行する。

草加市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、草加市公契約基本条例（平成26年条例第21号）第13条第1項に規定する労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、草加市公契約基本条例（以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

(労働賃金基準額を定める公契約及び労働環境の確認を行う公契約)

第3条 条例第12条の規則で定める公契約及び条例第13条第1項の規定による労働環境の確認（以下「労働環境の確認」という。）を行う公契約は、次に掲げるとおりとする。ただし、契約の内容、相手方等の理由により労働環境の確認の必要がないと市長が認めるものは、この限りでない。

- (1) 予定価格が120,000,000円以上の工事又は製造の請負契約
- (2) 予定価格が10,000,000円以上の業務委託に関する契約及び指定管理協定
- (3) 前2号に定めるもののほか、適正な賃金等の水準を確保するため、市長が特に必要であると認めるもの

(労働者の範囲)

第4条 労働環境の確認の対象とする労働者は、前条に規定する公契約に主として従事するものとする。

(労働環境の基準)

第5条 労働環境の確認は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を基準とする。

2 条例第12条の規定により、1時間当たりの労働賃金の基準額（以下「労働賃金基準額」という。）を定めるときは、次の各号に掲げる労働者に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案するものとする。

- (1) 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する労働者 農林水産省及び国土交通省が毎年度決定する公共工事設計労務単価（埼玉県）
- (2) 前号以外の労働者 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金として定める最低賃金額

3 事業者等は、労働賃金基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならない。

4 市長は、労働賃金基準額を定めようとするときは、草加市公契約審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、労働賃金基準額を定めたときは、市のホームページ等により公表するものとする。

(労働環境の確認方法)

第6条 事業者は、公契約に係る契約締結後に対象工事労働環境報告書（第1号様式）又は対象業務委託労働環境報告書（第2号様式）（以下これらの報告書を「労働環境報告書」という。）を作成し、市長等が指定する日までに市長等へ提出しなければならない。

2 事業者は、報告内容に変更が生じたときは、速やかに内容を変更した労働環境報告書を市長等へ提出しなければならない。

3 市長等は、前2項の規定により事業者から労働環境報告書の提出があったときは、その内容を確認し、契約担当課において契約書とともに当該労働環境報告書を保存するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第7条 事業者は、労働者が労働環境に係る事実について市長等に申し出た場合において、当該申出を理由として、当該労働者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(調査及び改善の指導)

第8条 市長等は、第6条第3項の規定により労働環境報告書の内容を確認した場合においては、必要に応じて、事業者に対して聞き取り調査を行うことができる。

2 市長等は、前項の規定により聞き取り調査を行った結果、労働環境の改善が必要と判断したときは、事業者に対し改善を指導することができる。

3 前項の規定により改善の指導を受けた事業者は、速やかに改善を図り、労働環境改善報告書（第3号様式）により、市長等が指定する期日までに市長等へ報告しなければならない。

(不適切な労働環境等に対する措置)

第9条 市長等は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、草加市建設工事等請負業者指名停止基準に基づき、指名停止の措置を講ずることができる。

(1) 第6条第1項又は第2項の規定による労働環境報告書を提出せず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 前条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(3) 前条第2項の規定による改善指導に従わないとき。

(4) 前条第3項の規定による労働環境改善報告書を提出しないとき。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第5条第4項並

びに次項（別表第2 2 附属機関の表の改正規定に限る。）、附則第3項及び第4項の規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

公契約基本条例に基づく公契約特約条項（工事請負契約）

この公契約特約条項は、草加市公契約基本条例（平成26年条例21号。以下「条例」という。）が適用される公契約について定めるものとする。

（労働環境の確保）

第1条 受注者等（条例第1条で規定する事業者等をいう。以下同じ。）は、労働基準法その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。

（労働賃金の支払）

第2条 受注者等は、条例第2条第5号で規定する労働者（以下「労働者」という。）に対し、条例第12条で規定する賃金の基準額（以下「労働賃金基準額」という。）以上の賃金を支払わなければならない。

（労働環境報告書の作成及び提出）

第3条 受注者（条例第2条第3号で規定する事業者をいう。以下同じ。）は、草加市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する規則（平成26年規則第32-2号。以下「規則」という。）第6条で規定する対象工事労働環境報告書（以下「労働環境報告書」という。）を作成し、条例第2条第2号で規定する市長等（以下「市長等」という。）が指定する日までに市長等へ提出しなければならない。

2 受注者は、報告内容に変更が生じたときは、速やかに内容を変更した労働環境報告書を市長等へ提出しなければならない。

（労働者への周知）

第4条 受注者は、次に掲げる事項を作業所等の見やすい場所に掲示し、又は書面で交付することにより、労働者へ周知しなければならない。

- (1) 条例が適用される労働者の範囲
- (2) 労働賃金基準額
- (3) 規則第7条の規定による申出をする場合の申出先
- (4) 申出を理由として、不利益な取扱いを受けないこと。

（不利益取扱いの禁止）

第5条 受注者は、労働者が労働環境に係る事実について市長等に申し出た場合において、当該申出を理由として、当該労働者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

（調査及び改善の指導）

第6条 市長等は、労働環境報告書の内容を確認した場合においては、必要に応じて、受注者に対して聞き取り調査を行うことができる。

- 2 市長等は、前項の規定により聞き取り調査を行った結果、労働環境の改善が必要と判断したときは、受注者に対し改善を指導することができる。
- 3 前項の規定により改善の指導を受けた受注者は、速やかに改善を図り、規則第8条第3項で規定する労働環境改善報告書（以下「改善報告書」という。）により、市長等が指定する期日までに市長等へ報告しなければならない。

（不適切な労働環境等に対する措置）

第7条 市長等は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、草加市建設工事等請負業者指名停止基準に基づき、指名停止の措置を講ずることができる。

- (1) 第3条第1項又は第2項の規定による労働環境報告書を提出せず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 前条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (3) 前条第2項の規定による改善指導に従わないとき。
- (4) 前条第3項の規定による改善報告書を提出しないとき。

公契約基本条例に基づく公契約特約条項（業務委託契約・指定管理協定）

この公契約特約条項は、草加市公契約基本条例（平成26年条例21号。以下「条例」という。）が適用される公契約について定めるものとする。

（労働環境の確保）

第1条 受注者等（条例第1条で規定する事業者等をいう。以下同じ。）は、労働基準法その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。

（労働賃金の支払）

第2条 受注者等は、条例第2条第5号で規定する労働者（以下「労働者」という。）に対し、条例第12条で規定する賃金の基準額（以下「労働賃金基準額」という。）以上の賃金を支払わなければならない。

（労働環境報告書の作成及び提出）

第3条 受注者（条例第2条第3号で規定する事業者をいう。以下同じ。）は、草加市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する規則（平成26年規則第32-2号。以下「規則」という。）第6条で規定する対象業務委託労働環境報告書（以下「労働環境報告書」という。）を作成し、条例第2条第2号で規定する市長等（以下「市長等」という。）が指定する日までに市長等へ提出しなければならない。

2 受注者は、報告内容に変更が生じたときは、速やかに内容を変更した労働環境報告書を市長等へ提出しなければならない。

（労働者への周知）

第4条 受注者は、次に掲げる事項を作業所等の見やすい場所に掲示し、又は書面で交付することにより、労働者へ周知しなければならない。

- (1) 条例が適用される労働者の範囲
- (2) 労働賃金基準額
- (3) 規則第7条の規定による申出をする場合の申出先
- (4) 申出を理由として、不利益な取扱いを受けないこと。

（不利益取扱いの禁止）

第5条 受注者は、労働者が労働環境に係る事実について市長等に申し出た場合において、当該申出を理由として、当該労働者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

（調査及び改善の指導）

第6条 市長等は、労働環境報告書の内容を確認した場合においては、必要に応じて、受注者に対して聞き取り調査を行うことができる。

2 市長等は、前項の規定により聞き取り調査を行った結果、労働環境の改善が必要と判断したときは、受注者に対し改善を指導することができる。

3 前項の規定により改善の指導を受けた受注者は、速やかに改善を図り、規則第8条第3項で規定する労働環境改善報告書（以下「改善報告書」という。）により、市長等が指定する期日までに市長等へ報告しなければならない。

（不適切な労働環境等に対する措置）

第7条 市長等は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、草加市建設工事等請負業者指名停止基準に基づき、指名停止の措置を講ずることができる。

- (1) 第3条第1項又は第2項の規定による労働環境報告書を提出せず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 前条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (3) 前条第2項の規定による改善指導に従わないとき。
- (4) 前条第3項の規定による改善報告書を提出しないとき。

（雇用環境の確保）

第8条 受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結する場合は、当該業務に従事する労働者の雇用の安定及び地域の雇用の維持並びに当該業務の質の確保に努めなければならない。

第三期草加市地元企業優先発注等に係る実施方針

1 目的

本市が行う物品、工事などの公共調達において、地元企業への優先発注及び地域資源の活用を推進するため、地元企業優先発注等に係る実施方針を定め、適正な競争原理のもと公正性を保ちつつ、地元企業の受注機会を確保し、持続的な成長・発展を通じて、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 適用対象

本実施方針の適用対象は、本市が行う公共調達とする。

3 実施期間

本実施方針の実施期間は、令和7年（2025年）度から令和9年（2027年）度までとする。

ただし、当該期間にかかわらず、必要に応じて本実施方針の見直しを行うものとする。

4 公表、検証、評価及び見直し

（1）公表

地元企業（市内業者・準市内業者）への件数ベースでの発注率について、年度ごとに取りまとめ、公表する。

（2）実施状況の検証、評価及び見直し

実施状況については、「草加市入札及び契約事務改善検討委員会」において、年度ごとに検証及び評価を行い、実効性を高めていくものとする。

また、実施状況の検証及び評価の結果を踏まえて、同検討委員会において必要に応じ、本実施方針の見直しを行うものとする。

5 定義

（1）事業者の定義

業者区分		定 義
地 元 企 業	市内業者	草加市内に本社、本店を有する事業者
	準市内業者	草加市外に本店を有するが、草加市内に支社、支店、営業所等を有し、その代表者に見積り、入札、契約、納入、代金の請求、受領、その他契約履行に関する権限が与えられた者がいる事業者
市外業者		草加市外に本社、本店を有する事業者

（2）市産品の定義

市内の工場で生産、製造、加工されたもの、又は市内代理店等から調達されたもの

6 実施方針

原則として、地元企業のうち、「入札参加資格者名簿」又は「小規模契約希望者登録業者」に登録されている市内業者から選定することとする。

ただし、下記の、主な業種ごとに記載する【対象範囲を拡大して発注する場合】に該当するものについては、業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準市内業者、市外業者の順に対象を拡大するものとする。

なお、本方針は、地元企業の受注機会の確保及び育成を図るため、地元企業への優先

的な発注を推進するものであり、本市の公共調達から市外業者を排除することを目的とするものではない。

主な業種	取扱要領
建設工事 (建築工事、土木工事、その他の工事)	① 地元企業優先発注の原則 原則として、地元企業のうち、「入札参加資格者名簿」に登録された市内業者から選定する。 ただし、次に記載する【対象範囲を拡大して発注する場合】に該当するものについては、業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準市内業者、市外業者の順に対象を拡大するものとする。 【対象範囲を拡大して発注する場合】 ア 発注する工事内容の主な業種が、入札参加資格者名簿における市内業者の登録がない業種である場合 イ 工事規模、技術的難易度、施工条件、同種同規模の入札実績状況等により、複数の市内業者の入札参加が見込めない場合 ウ 入札不調により発注の遅延が生じている案件で、早期に発注しなければ、市民生活や市の財政への影響が大きくなること等を勘案し、競争性の確保・向上を主な目的として、必要があると認める場合 ② 分離・分割発注の推進 事業の効率的執行及びコスト縮減を図る観点を踏まえた上で、適切かつ合理的な範囲での分離・分割発注に努めることにより、市内業者の受注機会の拡大を図る。 ③ 共同企業体方式の活用 大規模工事においては、市内業者の施工能力拡大を図るため、市内業者同士による組合せ、又は市内業者を構成員とした共同請負を促進し、その施工能力に応じた規模・内容の工事において建設工事共同企業体を活用する。 ④ 市内業者の活用・促進 市内業者の活用は、波及的な地元雇用の創出や地域経済の活性化につながるため、下請業者（協力業者）の選定、併せて建設用資材や建設機械の購入又は借入に当たっては、市内業者の優先に配慮するよう特記仕様書に記載するとともに、総合評価方式により、評価項目として設定することで活用を促す。 ⑤ 工事発注の平準化及び計画的な発注 工事の発注が平準化されることで、年間を通じた計画的な雇用や建設機械の効率的な活用及び経営の安定化が図られるため、債務負担行為、繰越明許等を活用し、平準化に努める。 また可能な限り計画的な発注を行い、業者が十分対応できるよう、適正な工期の設定に配慮するとともに、発注にかかる工事の完了後、速やかな支払に努めるものとする。 ⑥ 地域貢献企業の評価 災害協定やボランティア活動などの地域貢献度、高い工事成績を収めた優秀工事表彰者を総合評価方式により、評価・反映す

	る。 ⑦ 最低制限価格の設定 市内業者の健全な育成及び適正価格での契約により公共工事の品質確保を図る観点から、市内業者を主にした競争入札によるもので、一定額以上においては、最低制限価格を設定する。
建設コンサルタント等の業務委託 (建設工事に関する設計、調査及び測量)	① 地元企業優先発注の原則 原則として、地元企業のうち、「入札参加資格者名簿」に登録された市内業者から選定する。 ただし、次に記載する【対象範囲を拡大して発注する場合】に該当するものについては、業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準市内業者、市外業者の順に対象を拡大するものとする。 【対象範囲を拡大して発注する場合】 ア 発注する業務の主な業種が、入札参加資格者名簿における市内業者の登録がない業種である場合 イ 業務の規模、技術的難易度、実施条件、同種同規模の入札実績状況等により、複数の市内業者の入札参加が見込めないと認められる場合 ウ 入札不調により発注の遅延が生じている案件で、早期に発注しなければ、市民生活や市の財政への影響が大きくなること等を勘案し、競争性の確保・向上を主な目的として、必要があると認める場合 ② 計画的な発注 可能な限り、計画的な発注を行い、市内業者が十分対応できるよう、適正な委託期間の設定に配慮するとともに、発注にかかる業務委託の完了後、速やかな支払に努めるものとする。 ③ 最低制限価格の設定 市内業者の健全な育成及び適正価格での契約により業務委託の品質確保を図る観点から、市内業者を主にした競争入札によるもので、一定額以上においては、最低制限価格を設定する。
その他の分野 (物品購入、印刷製本、修繕、建設コンサルタント等以外の業務委託、土木施設維持管理等)	① 地元企業優先発注の原則 原則として、地元企業のうち、「入札参加資格者名簿」に登録された市内業者から選定する。 ただし、次に記載する【対象範囲を拡大して発注する場合】に該当するものについては、業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準市内業者、市外業者の順に対象を拡大するものとする。 【対象範囲を拡大して発注する場合】 ア 発注する業務の主な業種が、入札参加資格者名簿における市内業者の登録がない業種である場合 イ 発注の規模、技術的難易度、実施条件、同種同規模の入札実績状況等により、複数の市内業者の入札参加が見込めないと認められる場合 ウ 入札不調により発注の遅延が生じている案件で、早期に発注

	しなければ、市民生活や市の財政への影響が大きくなること等を勘案し、競争性の確保・向上を主な目的として、必要があると認める場合 ② 市産品の活用 市が行う各種大会の記念品等の発注に当たっては、市産品を活用するなど可能な限り市内業者への発注に努める。 ③ 印刷製本の発注 企画・デザインを含めて印刷業者以外へ発注する場合、可能な範囲で分離発注をすることにより、市内業者への発注に努める。 ④ 長期継続契約の発注 継続的に発注している業務委託等で、準市内業者又は市外業者と契約しているもののうち、分離・分割した発注を行うことにより、事務の効率的な執行が可能なものについては、契約更新の際に市内業者への発注に努める。 ⑤ 計画的な発注 可能な限り、計画的な発注を行い、市内業者が十分対応できるよう、適正な委託期間等の設定に配慮するとともに、発注にかかる業務委託等の完了後、速やかな支払に努めるものとする。
小規模工事等	草加市小規模契約希望者登録業者の活用 130万円以下の小規模な建設工事及び修繕の発注において、入札参加資格を有しない草加市小規模契約希望者登録業者を積極的に活用し、経営支援を行うとともに受注機会の拡大を図る。

7 地元企業優先発注等に係る実施状況の確認

仕様決裁にあたっては、別添「地元企業優先発注等に係る実施状況確認チェックシート」を活用し、地元発注に努めるものとする。

8 市外業者に発注する場合の理由の確認

市外業者に発注する場合は、別添「市外業者発注理由書」を上記「地元企業優先発注等に係る実施状況確認チェックシート」と併せて作成する。

地元企業優先発注等に係る実施状況確認チェックシート

このチェックシートは、草加市地元企業優先発注等に係る実施方針に基づき、本市が行う物品、工事などの公共調達において、地元企業の受注機会を確保し、地域経済の活性化を図るため、地元企業の優先発注等に係る実施状況を確認するものです。

該当する項目にチェックを入れ、仕様決裁に添付してください。

原則として、地元企業のうち、「入札参加資格者名簿」又は「小規模契約希望者登録業者」に登録されている市内業者から選定することとします。

なお、市内業者だけでは競争性が確保できないと判断した場合、準市内業者、市外業者の順に発注を拡大するものとします。市外業者へ発注する場合、別紙「市外業者発注理由書」を作成の上、本チェックシートと併せて仕様決裁に添付してください。

A 建設工事（土木工事、建築工事、その他の工事）

取扱要領に基づく内容	チェック欄
事業の効率的執行及びコスト縮減を図る観点を踏まえた上で、適切かつ合理的な範囲での分離・分割発注に努めていますか。	はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐
下請業者（協力業者）の選定に当たっては、市内業者の優先に配慮するよう特記仕様書に記載していますか。	はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐
建設用資材や建設機械の購入又は借入に当たっては、市内業者の優先に配慮するよう特記仕様書に記載していますか。	はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐
可能な限り計画的な発注を行い、年間を通じ平準化した工事発注となっていますか。	はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐
市内業者が十分対応できるよう、適正な工期を設定していますか。	はい ☐ いいえ ☐

B 建設コンサルタント等の業務委託、物品購入、印刷製本、修繕等

取扱要領に基づく内容	チェック欄
可能な限り計画的な発注を行い、市内業者が十分対応できるよう、適正な委託期間等を設定していますか。	はい ☐ いいえ ☐
市が行う各種大会の記念品等の発注に当たっては、市産品を活用していますか。	はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐
企画・デザインを含めた印刷物の発注に当たっては、可能な範囲で分離・発注に努めていますか。	はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐
継続的に発注している業務委託契約等で、準市内業者又は市外業者と契約しているもののうち、効率的な執行が可能なものについては、分離・分割発注に努めていますか。	はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐

別紙

市外業者発注理由書

.....

※ 市外業者へ発注する理由（技術的難易度の高い建設工事のため、市内業者では対応できない業務のため、登録業者数が限られている等）を具体的に記載してください。

「公契約基本条例制定後の変遷」①

年 月		内 容
平成 26 年	9 月	公契約基本条例の公布
	10 月	労働環境の確認に関する規則の一部施行
平成 27 年	3 月	平成 27 年度労働賃金基準額の告示 《工事又は製造の請負契約》 公共工事設計労務単価（埼玉県）の 90% 《業務委託契約・指定管理協定》 890 円
	4 月	公契約基本条例・労働環境の確認に関する規則の施行
	11 月	平成 28 年度労働賃金基準額の告示 《工事又は製造の請負契約》 公共工事設計労務単価（埼玉県）の 90% 《業務委託契約・指定管理協定》 890 円
平成 28 年	11 月	平成 29 年度労働賃金基準額の告示 《工事又は製造の請負契約》 公共工事設計労務単価（埼玉県）の 90% 《業務委託契約・指定管理協定》 890 円
平成 29 年	4 月	【改正内容】 対象期間が複数年度にまたがる場合、締結の翌年度以降に労働賃金基準額が改正された時は、その年度ごとに定める最新の労働賃金基準額を適用
	11 月	平成 30 年度労働賃金基準額の告示 《工事又は製造の請負契約》 公共工事設計労務単価（埼玉県）の 90% 《業務委託契約・指定管理協定》 913 円
平成 30 年	11 月	平成 31 年度労働賃金基準額の告示 《工事又は製造の請負契約》 公共工事設計労務単価（埼玉県）等の 90% 《業務委託契約・指定管理協定》 940 円

「公契約基本条例制定後の変遷」②

年 月	内 容
令和元年 1 1 月	令和 2 年度労働賃金基準額の告示 《工事又は製造の請負契約》 公共工事設計労務単価（埼玉県）等の 9 0 % 《業務委託契約・指定管理協定》 9 5 4 円
令和 2 年 1 1 月	令和 3 年度労働賃金基準額の告示 《工事又は製造の請負契約》 公共工事設計労務単価（埼玉県）等の 9 0 % 《業務委託契約・指定管理協定》 9 5 6 円
令和 3 年 1 1 月	令和 4 年度労働賃金基準額の告示（R4. 4. 1～R4. 9. 30） 《工事又は製造の請負契約》 公共工事設計労務単価（埼玉県）等の 9 0 % 《業務委託契約・指定管理協定》 9 8 4 円
令和 4 年 9 月	令和 4 年度労働賃金基準額変更の告示（R4. 10. 1～R5. 3. 31） 《工事又は製造の請負契約》 変更なし 《業務委託契約・指定管理協定》 9 8 7 円
令和 4 年 1 2 月	【改正】 公契約に係る「工事又は製造の請負契約」の適用範囲の引き下げ（※令和 5 年 4 月 1 日以降に発注する案件から適用） 改正前 <u>予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上</u> ↓ 改正後 <u>予定価格 1 億 2, 0 0 0 万円以上</u> 令和 5 年度労働賃金基準額の告示（R5. 4. 1～R5. 9. 30） 《工事又は製造の請負契約》 公共工事設計労務単価（埼玉県）等の 9 0 % 《業務委託契約・指定管理協定》 1, 0 2 0 円

「公契約基本条例制定後の変遷」③

年 月		内 容
令和 5 年	9 月	令和 5 年度労働賃金基準額変更の告示（R5.10.1～R6.3.31） 《工事又は製造の請負契約》 変更なし 《業務委託契約・指定管理協定》 1, 0 2 8 円
令和 5 年	1 2 月	令和 6 年度労働賃金基準額の告示 《工事又は製造の請負契約》 公共工事設計労務単価（埼玉県）等の 9 0 % 《業務委託契約・指定管理協定》 1, 0 8 0 円
令和 7 年	1 月	令和 7 年度労働賃金基準額の告示 《工事又は製造の請負契約》 公共工事設計労務単価（埼玉県）等の 9 0 % 《業務委託契約・指定管理協定》 1, 1 4 0 円
令和 7 年	1 0 月	令和 7 年度労働賃金基準額変更の告示（R7.11.1～R8.3.31） 《工事又は製造の請負契約》 変更なし 《業務委託契約・指定管理協定》 1, 1 4 1 円

令和7年度（R7.11.1～R8.3.31） 労働賃金基準額

1 工事又は製造の請負契約に係る労働賃金基準額

NO	職種	単価	NO	職種	単価
1	特殊作業員	3,004 円	26	高級船員	4,095 円
2	普通作業員	2,734 円	27	普通船員	3,308 円
3	軽作業員	1,902 円	28	潜水土	5,142 円
4	造園工	2,779 円	29	潜水連絡員	3,870 円
5	法面工	3,364 円	30	潜水送気員	3,780 円
6	とび工	3,420 円	31	山林砂防工	3,443 円
7	石工	3,465 円	32	軌道工	6,267 円
8	ブロック工	3,274 円	33	型わく工	3,353 円
9	電工	3,060 円	34	大工	3,229 円
10	鉄筋工	3,398 円	35	左官	3,353 円
11	鉄骨工	3,060 円	36	配管工	2,903 円
12	塗装工	3,465 円	37	はつり工	3,207 円
13	溶接工	3,555 円	38	防水工	3,702 円
14	運転手(特殊)	3,297 円	39	板金工	3,623 円
15	運転手(一般)	2,835 円	40	タイル工	2,948 円
16	潜かん工	3,927 円	41	サッシ工	3,387 円
17	潜かん世話役	4,669 円	42	内装工	3,544 円
18	さく岩工	3,994 円	43	ガラス工	3,353 円
19	トンネル特殊工	3,927 円	44	建具工	3,015 円
20	トンネル作業員	3,297 円	45	ダクト工	3,027 円
21	トンネル世話役	4,343 円	46	保温工	2,937 円
22	橋りょう特殊工	3,792 円	47	建築ブロック工	3,060 円
23	橋りょう塗装工	3,769 円	48	設備機械工	2,970 円
24	橋りょう世話役	4,264 円	49	交通誘導警備員 A	1,992 円
25	土木一般世話役	3,308 円	50	交通誘導警備員 B	1,789 円

2 業務委託契約に係る労働賃金基準額

1, 1 4 1 円／時間

3 指定管理者との協定に係る労働賃金基準額

1, 1 4 1 円／時間

職種毎の定義等（工事）

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ. ピックブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作 b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 ② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの
02 普通作業員	① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） e. 人力による除草 f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 ② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの
03 軽作業員	① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い ② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造園工	造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ① 樹木の植栽または維持管理 ② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置
05 法面工	法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06 とび工	高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く） b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く） d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
07 石工	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブロック工	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）
09 電工	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 ① 第1種電気工事士 ② 第2種電気工事士 ③ 認定電気工事従事者 ④ 特殊電気工事資格者
10 鉄筋工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
11 鉄骨工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T. ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗装工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶接工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手 （特殊）	重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレップドーザ・スクレパ・モータスクレパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW級ホイール以外））等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運転手 （一般）	道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外）、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KW級ホイール））等の運転または操作

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
16 潜かん工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気） 内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気） についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18 さく岩工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	トンネル坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	トンネル坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む） について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高級船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） 「以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水土、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
27 普通船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの
28 潜水士	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの （潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む） 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう
29 潜水連絡員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30 潜水送気員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31 山林砂防工	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
32 軌道工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33 型わく工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く） b. 木坑、木橋等の仕揃え等
34 大工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c. 電触防護
37 はつり工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く） b. 建築物の床または壁の穴あけ

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防水工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板金工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タイル工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サッシ工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 内装工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
43 ガラス工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
44 建具工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
45 ダクト工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
46 保温工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
47 建築 ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）
48 設備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
49 交通誘導 警備員 A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
50 交通誘導 警備員 B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

草加市公契約基本条例に関するお問合せ

〒340-8550

埼玉県草加市高砂1丁目1番1号

草加市役所 総務部 契約課

電話番号 048-922-1129（直通）

FAX 048-922-3091